

国土交通省 国土政策局

平成 26 年度 「小さな拠点」形成を核とした
「ふるさと集落生活圏」の形成推進に関する調査

「小さな拠点」づくりモニター調査地域 募集要領

(事前周知用)

本要領は平成 26 年 6 月中旬から 7 月上旬にかけて公募を予定している標記モニター調査について、少しでも長く事業計画の検討期間を確保していただくために、**事前に**応募条件等を提示するものです。

正式な公募の際には、募集要領の内容が若干変更される可能性があります。ご了承ください。

1 モニター調査の趣旨

人口減少や高齢化が進む過疎地域等の集落では、日常生活に必要なサービスを受けることが困難になるなど、今後、暮らしを続けていくことが危ぶまれる状況が全国各地で拡大していくことが懸念されています。

こうした状況に対し国土交通省では、**小学校区など複数の集落が集まる地域**において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた「**小さな拠点**」、そして「**小さな拠点**」と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段で繋いだ「**ふるさと集落生活圏**」の形成を推進することにより、**集落の維持・再生を図っています**。（「小さな拠点」「ふるさと集落生活圏」については、P.6 参考資料も参照）

本年度は、「**小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏**」づくり（以下『「**小さな拠点**」づくり』という。）に向けた**合意形成・プランづくりの過程**における課題やその解決手法等について、**具体的な集落地域を対象としたモニター調査**（以下「モニター調査」という。）を行うことにより、「**小さな拠点**」づくりの実践的なノウハウの蓄積・普及を図ります。

このため、「**小さな拠点**」づくりに向けた**合意形成・プランづくり**に取り組む**意欲のあるモニター調査地域を募集**します。これは、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者（平成 26 年 5 月現在、選考中）と連携して、「**小さな拠点**」づくりモニター調査にご協力いただく地域団体等を募集するものです。

2 モニター調査の対象地域

下記（1）～（2）の要件を全て満たすものとします。

- (1) 過疎地域等において、人口減少や高齢化が進む集落が複数散在する小学校区等の地域
- (2) 「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりに取り組む意欲があり、また、平成 26 年度において合意形成・プランづくりに向けた本格的な検討を実施可能な地域

3 モニター調査の応募主体

「小さな拠点」づくりを主体的に進める**集落地域に根ざした地域団体**のうち、以下の(1)～(3)の要件を全て満たすものとします。

- (1) 当該団体が法人格を有しているか、又は法人格のない任意の団体のうち次の①～②の要件を全て満たすもの。
 - ① 代表者の定めがあること。
 - ② 団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法、並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- (2) 関係市町村との密接な連携体制を構築していること、又は構築する予定であること。(関係市町村との連名による応募、又は関係市町村からの推薦を必要とします。)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

なお、**地方公共団体単独の応募は不可**とします。

また本調査は、「小さな拠点」づくりの取組を全国的に広げていくことを目的としているため、平成 25 年度「小さな拠点」づくりモニター調査地域として採択された地域については、今年度調査において原則的として**応募対象外**とします。(同一市町村であっても地域が異なる場合は応募対象とします。)

4 モニター調査の内容、経費

人口減少や高齢化が進む集落地域における「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりの実践調査として、下記(1)～(6)の項目を中心に調査を実施する予定です。

具体的な調査内容については、モニター調査地域の選定後に、各地域の計画・実情をもとに、モニター地域と国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者が**相談し決定**することとなります。

なお、選定された応募主体は、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と**連携してモニター調査に取り組んでいただく**こととなります。

- (1) 「小さな拠点」づくりを検討するための枠組み（協議会等）の構築
- (2) 集落地域における生活サービスや地域活動の実態把握、住民ニーズの把握
- (3) 「小さな拠点」づくりのプラン（活動内容、場所・施設、運営方法、具体化手法等）の検討
- (4) 「小さな拠点」とその周辺の集落とを繋ぐ交通手段等（コミュニティバス、過疎地有償運送、宅配サービスなど）についての検討
- (5) その他、「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりに必要な取組み（例えば、住民を含めた関係者間の合意形成に資する講習会・勉強会の開催や広報誌等による広報活動、「小さな拠点」の担い手のための研修会の実施、「小さな拠点」における活動内容の試行的な取組、これらの検討等を通じた制度的課題の抽出など）
- (6) モニターレポートの作成（調査の実施状況について2回程度作成）

また、上記（1）～（6）の項目に関連して、必要に応じ、住民等へのアンケート調査やワークショップ、外部アドバイザーからの助言提供等を行うこととします。

モニター調査に必要な経費（実費）は、本調査事業の実施予算の範囲内において、本調査事業の受託業者が負担します。（上記（1）～（6）の項目に関連する調査に必要な経費として、1件あたり最大300万円程度と見込んでいます。）

なお、モニター調査においては、「小さな拠点」づくりに向けた合意形成・プランづくりを中心に調査を行うものであり、**施設の整備・改修、具体的な活動の本格的な実施など、「小さな拠点」づくりの具体化事業を実際に行うものではありません。**したがって、**施設の整備・改修、具体的な活動の本格的な実施等の経費は対象とはなりません。**

5 モニター調査の実施期間

平成27年2月末頃までに実施するものとします。

6 モニター調査の成果

モニター調査により得られた情報については、個人情報に関わる部分等を除き、国土交通省のホームページ等により公表する場合があります。

また、様々な機会を通じて、モニター調査地域の取組の成果を発表するなど、今後「小さな拠点」づくりに取り組む地域の参考となるよう、幅広く活用していく予定です。

7 応募について

(1) 応募資料

別紙応募様式に事業計画を記載の上、**電子メールにより提出いただくことを予定しております。**

なお、当募集要領（事前周知用）及び応募様式（事前周知用）については国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000045.html)からも取得可能です。

(2) 公募期間

6月中旬から7月上旬にかけて公募を行う予定です。公募を開始する際には、国土交通省ホームページ等において再度要件等を公開しますのでご確認ください。

上記のとおり、実際の公募期間は2～3週間程度と見込まれます。応募を希望する事業主体におかれましては、応募資料の作成期間が不足しないよう、早めに検討を開始していただけますようお願いいたします。

(3) 応募資料の提出先

本事業の受託業者（現在選考中）にお送りいただくこととなります。6月中旬頃に国土交通省ホームページにおいて公表します。

8 モニター調査地域の選定について

(1) 選定方法

外部有識者の意見を踏まえ、下記(2)の「選定基準」に従って、上記7の応募締切までに応募があった集落地域の中から、**15地域程度**を選定する予定です。

なお、選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定基準

【形式審査】

- ① 応募地域が、上記2「モニター調査の対象地域」に掲げる集落地域であること。
- ② 応募主体が、上記3「モニター調査の応募主体」に掲げる主体であること。

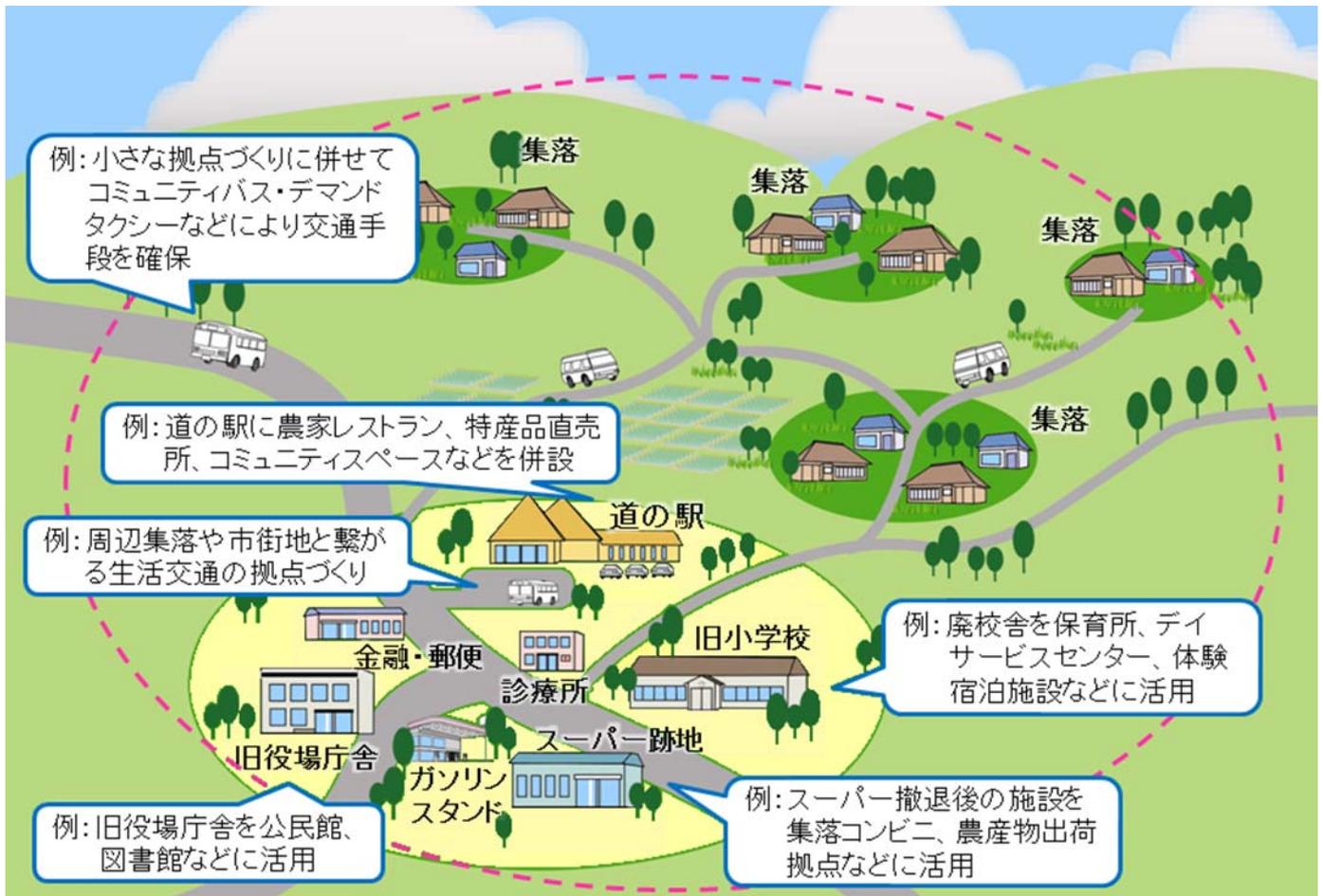
【内容審査】

- ③ 応募内容が小さな拠点づくりモニター調査の趣旨に合致していること。（的確性）
- ④ 「小さな拠点」づくりの検討を行う準備が整っていること。（応募主体を中心に集落地域の関係団体等が連携して検討を行う体制が具体的に示されていることなど）（実行性）
- ⑤ 「小さな拠点」づくりに向けた具体的な検討内容、手順、方法が示されていること。（具体性）
- ⑥ モニター調査終了後も「小さな拠点」づくりを具体化する取組みが応募主体を中心に地域が主体となって継続的に行われることが見込まれること。（継続性）

（3）選定結果の通知

選定の結果については、平成26年7月下旬を目途に、応募者全員に対し書面により通知する予定です。

「小さな拠点」 及び 「ふるさと集落生活圏」 とは



【小さな拠点】

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集めた地域の拠点。上図の  で囲んだエリア。

【ふるさと集落生活圏】

「小さな拠点」と周辺の集落とをコミュニティ等で結んだ圏域。「小さな拠点」に人々が集い、交流する機会が広がることで、集落地域の再生を図る。上図の  で囲んだエリア。

その他詳細は、「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」（平成25年3月、国土交通省国土政策局、<http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf>）をご参照下さい。